

監査報告書

令和元年6月21日

国立大学法人秋田大学
学長 山本文雄 殿

国立大学法人秋田大学

監事 真鍋 雅文

監事 吉岡 順子

私たちは、国立大学法人法第11条第4項および国立大学法人法施行規則第1条の2第5項ならびに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

私たちは、当該事業年度の監査計画および監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて、内部監査部門と連携し、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本部、学部、附属病院およびその他主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- ②本学におけるガバナンス体制や学長および理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制を（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）および附属明細書）、事業報告書および決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- ①国立大学法人秋田大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか監査した結果、および中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項はありません。
- ②内部統制システムの整備および運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項はありません。
- ③役員の職務の執行に関する不正の行為または法令等に違反する重大な事実について、特に指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告書は、法令に従い、国立大学法人秋田大学の状況を正しく示しているものと認めます。

（2）財務諸表および決算報告書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以上